

■ 検索閲覧編

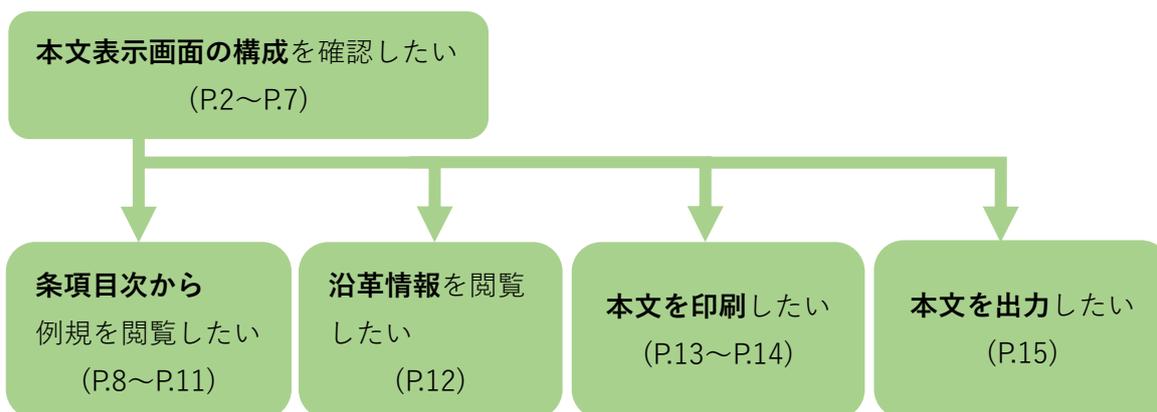
第2章 例規の閲覧

この章では、例規の[本文表示]画面についてご説明します。

例規検索後の[例規一覧]画面などで例規名称をクリックすると、[本文表示]画面が表示されます。

[本文表示]画面では、選択した例規の本文を閲覧することができます。

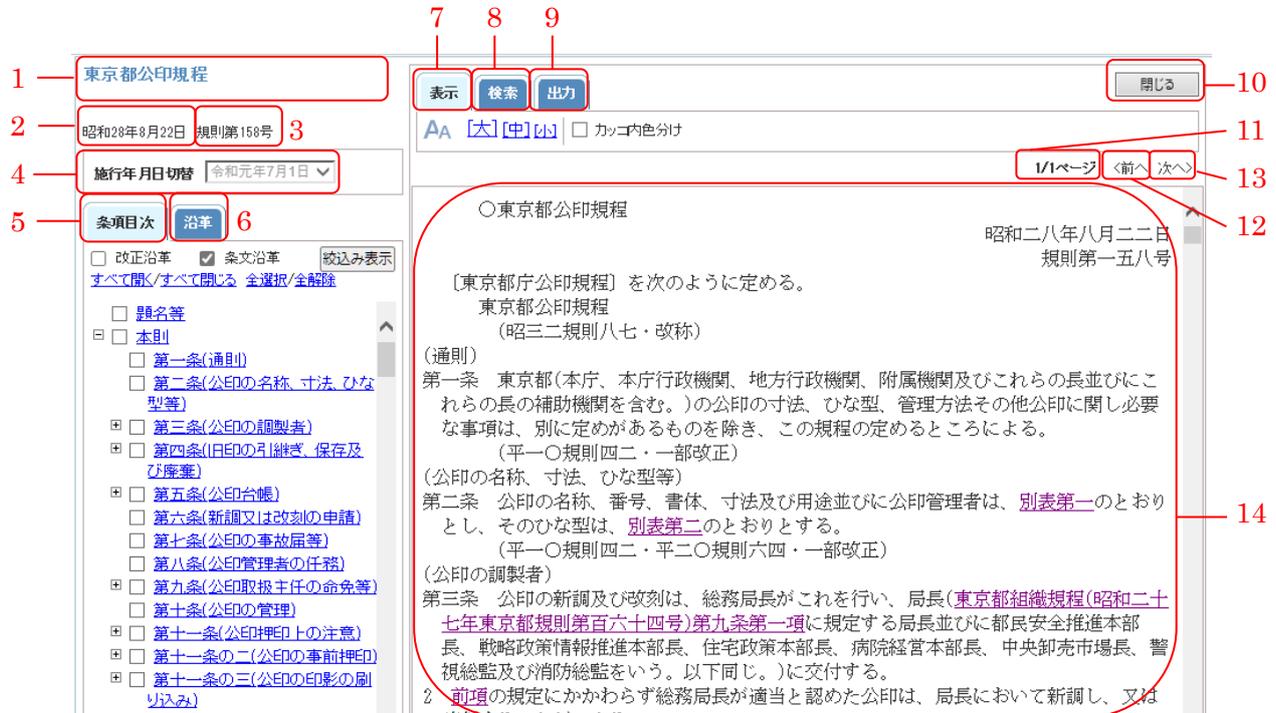
【参照】 検索方法→「[第1章 例規の検索](#)」



※クリックすると、各操作の説明ページが表示されます。

2. 1 本文表示画面の構成と基本操作

[本文表示]画面



[本文表示]画面の項目一覧

| | 名称 | 説明 |
|---|-------------------|----------------------------------|
| 1 | [例規情報] 例規名称 | 対象の例規名称が表示されます。 |
| 2 | [例規情報] 制定年月日 | 対象の制定年月日が表示されます。 |
| 3 | [例規情報] 種別番号 | 対象の種別番号が表示されます。 |
| 4 | [施行年月日切替] リストボックス | 表示された施行年月日の本文が表示されます。 |
| 5 | [条項目次] タブ | クリックすると、画面左側が[条項目次]ツリーに切り替わります。 |
| 6 | [沿革] タブ | クリックすると、画面左側が体系・沿革情報に切り替わります。 |
| 7 | [表示] タブ | クリックすると、上部メニューが[表示]メニューに切り替わります。 |
| 8 | [検索] タブ | クリックすると、上部メニューが[検索]メニューに切り替わります。 |
| 9 | [出力] タブ | クリックすると、上部メニューが[出力]メニューに切り替わ |

| | | |
|----|----------|--|
| | | ります。 |
| 10 | [閉じる]ボタン | クリックすると、[本文表示]画面を閉じます。 |
| 11 | ページ数 | 「何ページ目が表示されているか」 / 「総ページ数」という形式で件数が表示されます。 |
| 12 | [前へ]リンク | クリックすると、1 ページ前の本文が表示されます。 |
| 13 | [次へ]リンク | クリックすると、1 ページ次の本文が表示されます。 |
| 14 | 本文表示 | 対象の例規の本文が表示されます。 |

東京都公印規程

昭和28年8月22日 規則第158号

施行年月日切替 令和元年7月1日

表示 検索 出力 閉じる

AA [太] [中] [細] カッコ内色分け

1/1ページ <前へ 次へ>

○東京都公印規程 昭和二八年八月二二日 規則第一五八号

[東京都公印規程] を次のように定める。

東京都公印規程
(昭三二規則八七・改称)

(通則)

第一条 東京都(本庁、本庁行政機関、地方行政機関、附属機関及びこれらの長並びにこれらの長の補助機関を含む。)の公印の寸法、ひな型、管理方法その他公印に関し必要な事項は、別に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。
(平一〇規則四二・一部改正)

(公印の名称、寸法、ひな型等)

第二条 公印の名称、番号、書体、寸法及び用途並びに公印管理者は、別表第一のとおりとし、そのひな型は、別表第二のとおりとする。
(平一〇規則四二・平二〇規則六四・一部改正)

(公印の調製者)

第三条 公印の新調及び改刻は、総務局長がこれを行い、局長(東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)第九条第一項に規定する局長並びに都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、警視総監及び消防総監をいう。以下同じ。)に交付する。

2 前項の規定にかかわらず総務局長が適当と認めた公印は、局長において新調し、又は

15

15 [本文内引用]リンク

自例規内を引用している場合、クリックすると同じウィンドウ内で該当の条項へ移動します。

他例規を引用している場合、クリックすると新しいウィンドウで該当の例規の[本文表示]画面が表示されます。

上部メニュー[表示]タブ



| | 名称 | 説明 |
|---|-----------------------|-------------------------------------|
| 1 | 文字サイズリンク | 本文と左メニューの文字をクリックしたサイズに変更します。 |
| 2 | [カッコ内色分け] チェックボックス | チェックした場合、本文内のカッコが階層ごとに色分けされて表示されます。 |

上部メニュー[検索]タブ



| | 名称 | 説明 |
|---|------------|---|
| 1 | 検索語入力フィールド | 検索するキーワードを入力します。 |
| 2 | [前を検索]ボタン | クリックすると、本文内で検索語入力フィールドに入力された文字列が一致する箇所を検索し、現在の箇所より前に一致する文字列へ移動します。 |
| 3 | [次を検索]ボタン | クリックすると、本文内で検索語入力フィールドに入力された文字列が一致する箇所を検索し、現在の箇所より後に一致する文字列へ移動します。 |
| 4 | [前ヒット]ボタン | <p>クリックすると、[本文表示]画面の呼び出し元で指定した検索条件と一致する箇所を検索し、現在の箇所より前に一致する文字列へ移動します。</p> <p>【注意】 [前ヒット]ボタンは、本文内を検索対象として検索した場合に表示されます。</p> |
| 5 | [次ヒット]ボタン | <p>クリックすると、[本文表示]画面の呼び出し元で指定した検索条件と一致する箇所を検索し、現在の箇所より後に一致する文字列へ移動します。</p> <p>【注意】 [次ヒット]ボタンは、本文内を検索対象として検索した場合に表示されます。</p> |

上部メニュー[出力]タブ

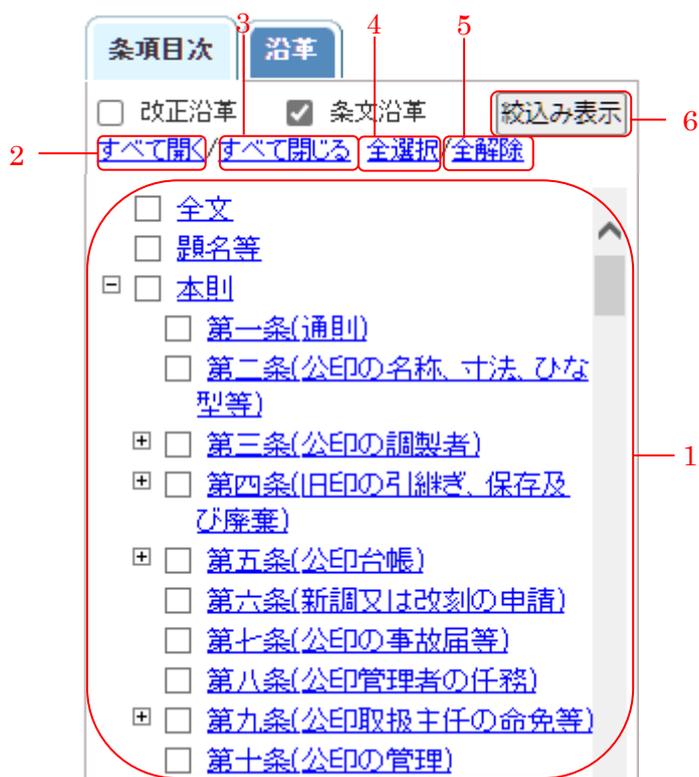


| | 名称 | 説明 |
|---|--------------|--------------------------|
| 1 | [条文印刷]リンク | クリックすると、[条文印刷]画面が表示されます。 |
| 2 | [条文形式で出力]リンク | クリックすると、表示されている本文を出力します。 |

2. 2 例規の閲覧と印刷

ここでは、例規の閲覧方法と印刷方法についてご説明します。

2. 2. 1 条項目次を使って例規の閲覧をする



[条項目次]の項目一覧

| | 名称 | 説明 |
|---|-------------|---|
| 1 | [条項目次]ツリー | 例規の章名や条名がツリー形式で表示されます。 ⊕マークをクリックすると、折りたたまれている条・項が表示されます。 ☐マークをクリックすると、表示されている条・項が折りたたまれます。 【補足】「題名等」には題名、目次等、本則より上の部分が含まれます。 |
| 2 | [すべて開く]リンク | クリックすると、条項目次の全階層が開いて表示されます。 |
| 3 | [すべて閉じる]リンク | クリックすると、条項目次の最上位の階層のみ表示されます。 |
| 4 | [全選択]リンク | クリックすると、すべての[条項]チェックボックスにチェックが付きます。 |

| | | |
|---|------------|-------------------------------------|
| 5 | [全解除]リンク | クリックすると、すべての[条項]チェックボックスのチェックが外れます。 |
| 6 | [絞込み表示]ボタン | クリックすると、チェックされた条項のみが本文部分に表示されます。 |

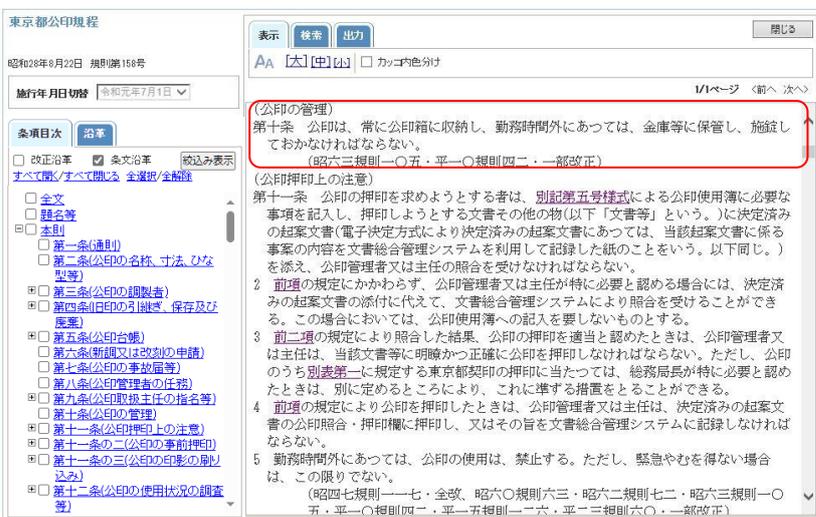
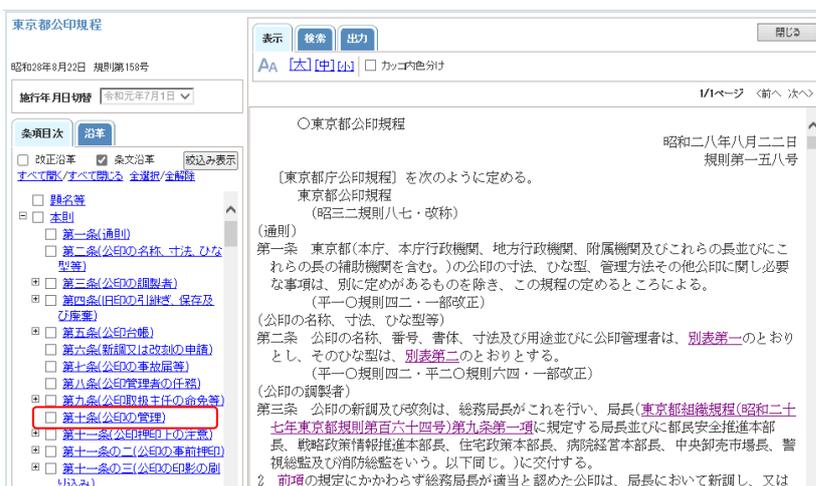
[本文表示]画面の[条項目次]ツリーを利用すると、閲覧したい箇所を簡単に表示させることができます。

【参照】[本文表示]画面の表示方法→「[2. 1 本文表示画面の構成と基本操作](#)」

1. [条項目次]ツリーの中から閲覧したい箇所の[条項]リンクをクリックして選択する。

【補足】**+**マークをクリックすると、折りたたまれている条・項が表示されます。

+マークをクリックすると、表示されている条・項が折りたたまれます。





2. [条項目次]ツリーの中から閲覧したい箇所にチェックを付ける。

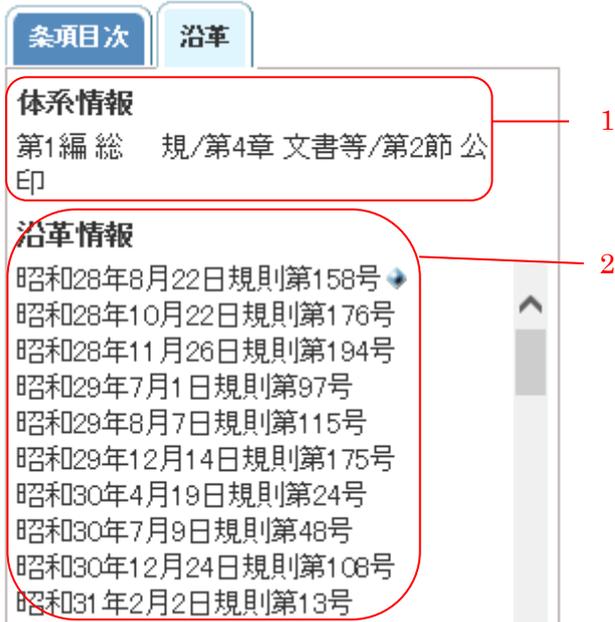
3. [絞込み表示]ボタンをクリックする。



チェックを付けた箇所のみが表示されます。

【補足】チェックがすべて外れている場合、絞込み表示は行われません。

2. 2. 2 沿革を閲覧する



[沿革]の項目一覧

| | 名称 | 説明 |
|---|--------|--|
| 1 | [体系情報] | 例規が収められている体系情報が表示されます。 |
| 2 | [沿革情報] | 例規の沿革が表示されます。 制定例規の沿革には◆マークが表示されます。 |

2. 2. 3 本文を印刷する

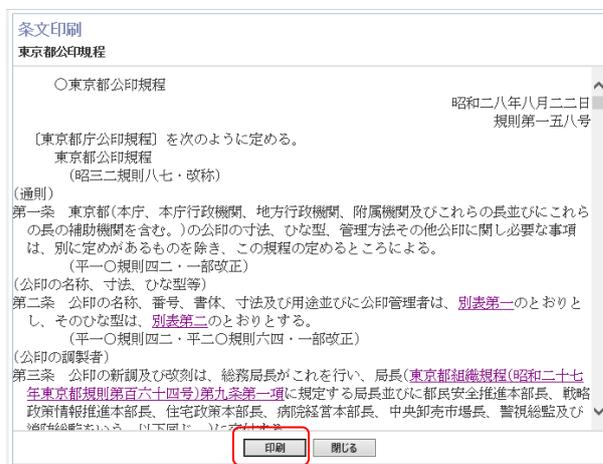
本文表示画面で表示している条文を印刷する方法をご説明します。



1. 上部メニューの[出力]タブを開き、[条文印刷]リンクをクリックする。

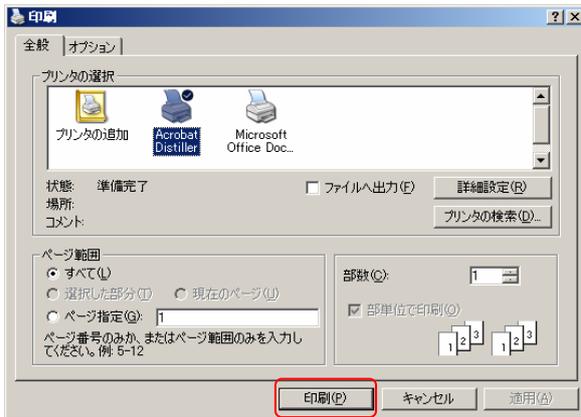
[条文印刷]画面が表示されます。

【注意】長い条文の印刷など、処理に時間がかかる場合は、処理を実行する前に確認ダイアログが表示されます。



2. [印刷]ボタンをクリックする。

[条文印刷]画面に表示される部分が印刷対象となります。



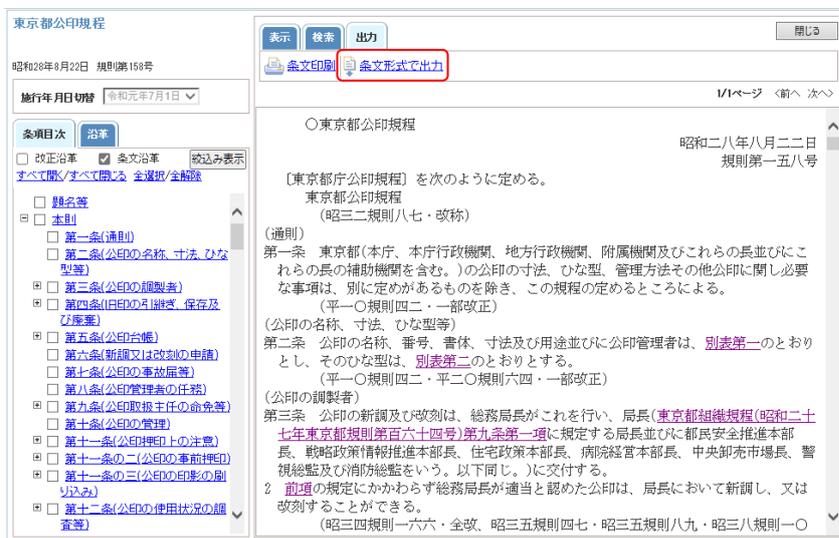
3. [印刷]ボタンをクリックする。

選択したプリンタで条文が印刷されます。

【補足】 [絞込み表示]で本文を表示している場合は、表示されている部分のみが印刷されます。

2. 2. 4 本文を出力する

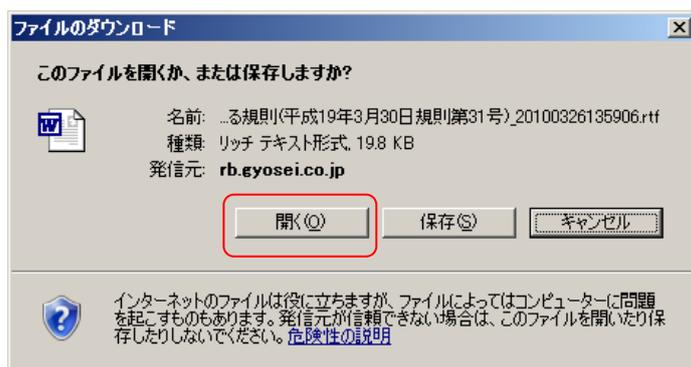
本文表示画面で表示している条文を出力する方法をご説明します。



1. 上部メニューの[出力]タブを開き、[条文形式で出力]リンクをクリックする。

[ファイルのダウンロード]ダイアログが開きます。

【補足】ブラウザにより画面の表示が異なる場合があります。



3. [開く]ボタンをクリックする。

新しいウィンドウで条文形式の例規が出力されます。

【補足】条文形式の例規を保存するには、[保存]ボタンをクリックします。

【補足】[絞込み表示]で本文を表示している場合は、表示されている部分のみが出力されません。